

令和8年第5回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和8年3月5日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和8年3月5日(木) 午前11時25分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 伊藤 林太郎	委員 平岩 国泰
委員 加藤 良太郎	委員 田丸 尚稔
委員 松本 理寿輝	

(事務局職員)

教育委員会事務局次長	篠原 保男
教育政策課長	齋藤 貢司
未来の学校担当課長	堀江 崇
未来の学校担当課長	岡部 尚徒
学務課長	横手 麻理
教育指導課長	安部 忍
教育センター所長	間嶋 健
地域学校支援課長	山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福德 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 13 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 14 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 15 号 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正

協議

- (1) 渋谷区立小学校・中学校建て替えロードマップの改定について
[資料 1 : 渋谷区立小学校・中学校建て替えロードマップの改定について]
- (2) 渋谷区特別支援教育推進計画（第三次）について
[資料 2 : 渋谷区特別支援教育推進計画 第三次計画(令和 8 年度～令和 10 年度)]

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について
[資料 3 : 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]
- (2) 令和 7 年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について
[資料 4 : 令和 7 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果
について]

議事運営等

- 令和8年第5回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に松本委員を指名
- 大日方委員が欠席

■ 教育長報告要旨

- まず、2月20日に、令和8年度新中学1年生の学校選択希望制における抽選の繰上げ作業を終了した。抽選対象となった4校のうち、上原中学校及び原宿外苑中学校は、希望者全員が繰上げとなった。一方で、代々木中学校及び松濤中学校については、残念ながら繰上げとならず、通学区域の学校へ通うこととなった児童が数名生じた。次に、建て替え関係についてである。ロードマップ改定の素案については、現在、区議会にて説明を行っているところであり、影響の大きい地域に対しては、既に順次説明を開始している。特に、大山公園仮設校舎に関しては、野球場の利用者、学校運営協議会、町会などに対して説明を行っている。また、3月3日には、神南小学校建て替え準備委員会において、前回定例会で報告した内容で、建築計画説明会を実施した。次に、2月28日から明日3月6日まで、毎年恒例となっている渋谷区立小中学校合同展覧会が区役所にて開催されている。ぜひ御覧いただきたい。最後に、2月18日から、令和8年第1回区議会定例会が開催され、2月20日までの3日間、本会議があり、私には7人の議員から大きく26件の質問があった。ロードマップの改定における既存校への未来の学校要素の取入れ方や、架け橋プログラムについて、中学校の特色検討についての質問があった。

◆ 議案第13号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◇ 説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

- 議案第13号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は特別区人事委員会の勧告に基づき、支給割合の変更等、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容は、第4条関係の支給割合と、第5条関係の欠勤等日数の2点である。まず、第4条の支給割合については、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に合わせ、一般職員及び管理職員の勤勉手当の支給割合を定めるものである。次に、第5条の欠勤等日数については、高齢者部分休業及び病気休暇の取扱いについて、それぞれの実取得期間が30日を超えた場合に限り欠勤等日数に算定する旨を定めるものである。施行日は、令和8年4月1日である。

—◇質疑応答 -----
○なし。

—◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第14号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 -----
(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第14号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は特別区人事委員会の勧告に基づき、欠勤等日数の規定の変更等、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正内容は、第5条の欠勤等日数である。高齢者部分休業及び育児部分休業を、欠勤等日数から除く旨を定める。また、子育て部分休暇についても育児部分休業と同様に欠勤等日数から除く。施行日は、令和8年4月1日である。

—◇質疑応答 -----
○なし。

—◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第15号

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正

—◇説明要旨 -----
(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第15号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正」について説明する。本議案は事務効率化を図ることを目的として、類似規程の一本化等、規程の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。改正の背景について説明する。幼稚園教育職員及び指導主事の旅費については、区長部局が定める「職員の旅費に関する条例」に基づき、支給している。令和7年4月に施行された「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」に伴い、区長部局では令和8年4月1日施行日とし、「職員の旅費に関する条例」及び「職員の旅費支給規程」の改正を予定している。そのため、当初は、これまでと同様に、区長部局の改正にあわせて「幼稚園教育職員の旅費支給規程」及び

「指導主事の旅費支給規程」を改正する予定だったが、今回の改正に当たり、他自治体の「指導主事の旅費支給規程」及び「幼稚園教育職員の旅費支給規程」を確認したところ、それぞれの規程に「区長部局の職員の例による。」旨規定している自治体が多くあり、また、指導主事と幼稚園教育職員の旅費支給規程を一本化している自治体があることが分かった。そこで、この度の規程については、各自治体に改正方法が一任されていることから、幼稚園教育職員と指導主事の旅費支給規程を一本化した上、改正を行うこととする。改正内容は、主に3点ある。まず1点目として、2つの規程を「幼稚園教育職員の旅費支給規程」へ一本化するものである。具体的には、「指導主事の旅費支給規程」を廃止し、「幼稚園教育職員の旅費支給規程」については、その題名を「幼稚園教育職員等の旅費支給規程」に改める。2点目に、規程の対象となる職員の定義を変更し、「幼稚園教育職員等とは、渋谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに渋谷区教育委員会事務局に勤務する統括指導主事及び指導主事をいう。」とする。3点目に、「幼稚園教育職員等の旅費の支給については、区長部局の職員の例による。」とし、区長部局の旅費支給規程を準用する形の改正を行う。

---◇質疑応答 -----

(加藤委員)

○元々区長部局の職員と幼稚園教育職員・指導主事の旅費支給の基準は同じで、職員の旅費支給規程を準用することによって、旅費支給が減るということはないということでしょうか。

(教育指導課長)

○そのとおりである。

---◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆協議 1

渋谷区立小学校・中学校建て替えロードマップの改定について

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料 1 に基づき未来の学校担当課長が説明)

○渋谷区立小学校・中学校建て替えロードマップの改定について説明する。まず、「1 改定の背景」についてである。現行のロードマップは、本区におけるこれまでの建て替え工事の実績や、他自治体の事例等を参考に、1校当たりの工期を3年間として策定していた。しかしながら、近年、人手不足が顕在化して

いることに加え、時間外労働規制の強化などにより、建設市況を取り巻く状況が大きく変化している。他自治体においては、入札不調が発生している事例も見られるなど、従来と同様の工期設定では、円滑な事業実施が困難な状況となっている。こうした社会情勢の変化を踏まえ、本区においても、現行ロードマップの前提条件を見直し、より実態に即した計画とする必要が生じたことから、今回、ロードマップの改定を行う。次に、「2 検証結果及び課題」についてである。今回の改定に当たり、建て替え計画の精度を高めるため、工期、施設規模等について改めて検証を行った。まず、建設業における時間外労働規制の影響に加え、建て替え後の学校が従来よりも大規模な施設となること、体育館や屋内プールを地下に配置する必要があること、また、自校建て替えが困難であることなどを総合的に勘案した結果、1校当たりの建て替え工期は、概ね5年から6年程度が必要であるとの結論に至った。この工期を既存のロードマップに当てはめた場合、全体の計画期間は、当初想定していた20年間から30年を超えて延伸する見込みとなる。また、西原キャンパスについても、利用期間が当初の15年から、30年程度に長期化することが見込まれる。このように、計画全体が長期化することから、全体工期の短縮に向けた対策が必要となっている。次に、学校施設の規模についてである。未来の学校として、ゆとりある教室の確保や、ラーニング・コモンズといった新たな学びの学習空間の整備、さらには地域の拠点となる体育館、プール等のスポーツ施設の機能充実を図るためには、建て替え後の学校面積は、既存校のおよそ1.5倍程度が必要であることを確認している。一方で、自校建て替えの学校については、工期の延伸により、校庭を利用できない期間や工事の騒音が長期化し、教育環境への影響がより大きくなることが懸念される。また、限られた敷地内に仮設校舎と新校舎を整備する場合、新校舎の建設面積が制限され、十分な施設規模を確保することが困難となるなどの課題もある。これらの検証から、西原キャンパスの利用期間が長期化すること、全体計画の長期化により、学校によっては築80年を超える可能性が生じること、現況において自校建て替えは現実的に難しいこと、といった課題が明らかになった。これらの課題に対応するためには、区内全体で複数校の建て替えを同時に進められる体制を構築することが必要であり、そのためには、地域バランスを考慮した新たな仮設校舎の整備が不可欠であると判断している。次に、「3 ロードマップ改定検討委員会の主な意見」についてである。先程の「検証結果及び課題について」の項目に加え、仮設校舎の整備に当たっては、児童・生徒の通学の利便性等にも十分配慮しながら検討を進めてほしいとの意見や、建て替えまでの間に使用する既存校舎についても、改修等により、可能な限り「未来の学校」となるよう配慮が必要であるとの意見をいただいている。次に、「4 新たな仮設校舎について」である。全体工期の短縮を図るため、区内全体で複数校の建て替えを同時に進められる

よう、地域バランスを考慮した新たな仮設校舎を整備する。まず、広尾小学校プール跡地の活用である。広尾小学校の屋外プールを解体し、その跡地に仮設校舎を整備する。当該仮設校舎は、臨川小学校が利用する予定である。なお、水泳授業については、広尾中学校に整備される屋内温水プールを利用する。次に、臨川小学校の新校舎の一部を仮設校舎として活用することについてである。臨川小学校の新校舎については、将来的な仮設校舎としての活用を見込んだ規模で整備し、広尾小学校と加計塚小学校が、順次、仮設校舎として利用する。次に、代々木大山公園の一部を活用した仮設校舎整備である。大山公園の一部に仮設校舎を整備し、野球場を校庭として活用する。休校日の校庭は、引き続き野球場として利用できるようにする。笹塚中学校、上原小学校、富谷小学校が順次、仮設校舎として利用し、終了後は、仮設校舎を撤去、公園として再整備する。また、仮設校舎の整備により、公園面積が一時的に減少することを踏まえ、敷地内に既存の公園部分と同程度の公園スペースの確保、ベンチや遊具などの整備、仮設校舎の体育館を地域開放施設として活用、ランニングコースの再整備などを行う。最後に、笹塚小学校既存校舎を仮設校舎として利用することについてである。笹塚小学校及び笹塚中学校については、小中一貫教育校として整備した後の笹塚小学校の空き校舎を、中幡小学校の仮設校舎として利用する。次に、「5 ロードマップ改定の基本的な考え方」である。検討委員会での議論等を踏まえた、ロードマップ改定に当たっての基本的な考え方は、(1) ロードマップ全体の計画期間の短縮、(2) 仮設校舎の設置場所の見直しとして、自校建て替えの取止め、(3) 新たな仮設校舎の整備として、新たに4校の仮設校舎整備、(4) 地域負担の軽減として、仮設校舎の利用期間平準化、(5) 通学負担を考慮した仮設校舎の整備、(6) 現行ロードマップに準じた建て替え順序とすることで、学校利用者への影響を最小限に抑えることとしている。次に、「6 改定ロードマップについて」である。従来の4校の仮設校舎に加え、新たに4校を加えた8校の仮設校舎を活用し、学校建て替えを計画的に進めていく。次に、別紙「学校建て替えロードマップ案」を御覧いただきたい。左側に仮設校舎ごとに色分けした学校名が列挙されている。先頭に星印を記載したものが仮設校舎の名前である。上から、青山キャンパス、猿楽小学校仮設、その下に、新たに追加された広尾小学校仮設、臨川小学校仮設の記載がある。その下は、千駄谷小学校仮設、西原キャンパスと続き、新たに追加した大山仮設、笹塚小学校仮設が記載されている。こちら、前回報告した改定ロードマップ素案とほぼ同じ内容となっている。最後に、「7 令和8年度の対応」である。改定したロードマップの公表及び周知を行うとともに、広尾小学校仮設の基本設計と、大山公園仮設の基本計画に着手していく。

(平岩委員)

○全体として、計画を丁寧に練り直した印象であり、子供や地域の方々に配慮した案になっていると感じる。大山公園と同程度の公園スペースを確保するとあるが、具体的にどのようなイメージになるか。

(未来の学校担当課長)

○資料に示されている仮設校舎予定地には、トイレなどの付帯施設も含まれているため、実際に公園として利用できるスペースは、資料上の表記よりも小さくなっている。今後は基本計画の中で具体的な内容を定めていく予定であるが、可能な限り仮設校舎は図面の左側に配置し、右側には子供たちが活動できる広場を、現状の公園として利用できるスペースと同程度の広さで、確保・整備する方針である。

(松本委員)

○同時並行で複数校の建て替え等を進める上で、事務局の体制はどのようになっているか。

(未来の学校担当課長)

○複数の案件が同時に進行するため、事務局の人員体制は厳しい状況にある。今後、アウトソーシングの活用も含めて体制強化を検討していきたい。

(田丸委員)

○今回の計画はハード面のロードマップ改定と理解しているが、地域行事や放課後利用、防災の観点も踏まえながら検討を進めているのか。

(未来の学校担当課長)

○大山公園を利用した部活動や、防災避難所としての体育館整備など、ソフト面の観点も含めて計画を進めている。

(加藤委員)

○教育のトレンドや理論が10年も経つと変わってくると思うが、その辺りはどのように考えているのか。

(未来の学校担当課長)

○整備方針の中で、未来の学校の在り方について、今後得られる情報を踏まえて柔軟に検討を続けていきたい。

(平岩委員)

○新しいキャンパス＝未来の学校というイメージがある一方で、既存校でも未来の学校づくりが始まっていることを、教職員や事務局内で認識してほしい。

(教育長)

○学校によっては、建て替え時期が長いもので10年程度先延ばしになるケースもある。既存校については、主にソフト面から未来の学校づくりを進めていきたい。また、新たな仮設校舎が設置されることに対し、区民に懸念が生じることは当然であり、変更点については、現・未来の保護者や地域の方々に、丁寧に周知していく必要があると考える。

(加藤委員)

○建て替え期間が延長されることを踏まえ、将来的な人口減少に対する学校数の考え方について検討しているか。

(未来の学校担当課長)

○学校施設長寿命化計画のなかで人口動態も含めて検討している。人口は2025年をピークに横ばい又は緩やかな減少が見込まれる。小学校はすでにピークを迎え、中学校も2～3年でピークとなる見通しである。通学や地域防災の観点から学校数を単純に減らすのではなく、人口推移を注視しながら、小規模校も学校として維持して、建設を進めていきたい。

(平岩委員)

○既存校で未来の学校づくりを進める際、大規模改修は難しいと思われる。未利用教室を未来共創空間として活用するなど、新たな特色づくりの場として、教職員と共に検討してほしい。

—◇議事結果 -----

○協議終了とする。

◆協議2

渋谷区特別支援教育推進計画（第三次）について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料2に基づき教育センター所長が説明)

○渋谷区特別支援教育推進計画（第三次）について説明する。本計画は、学校教育法及び平成19年4月1日付け文部科学省通知「特別支援教育の推進について」を踏まえ、特別支援教育を計画的・継続的に推進するために、各自治体の

教育委員会が策定しているものであり、本区では今回が第三次計画となる。策定に当たっては、学識経験者、医師、学校関係者で構成される検討委員会を3度開催し、多角的な視点から丁寧に議論を重ね、本案として取りまとめている。本日は概要版を用いて説明する。まず、計画では、渋谷区の特別支援教育と計画の位置付け、国及び東京都の動向と、渋谷区の教育理念について整理している。計画の位置付けについては記載のとおりで、渋谷区の総合計画の補助計画として、渋谷区教育大綱や東京都特別支援教育推進計画との整合性を図りながら策定する計画となっている。また、新たに作る推進計画は令和8～10年度を計画期間とする。まず、国の動向として、令和5年3月に通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒への支援の在り方に関する検討会議が実施され、支援に関する方策が示された。具体的な方策として、児童・生徒の支援を行う際は、特別支援教育の担当者のみでなく校内で組織的に対応していくことや地域の小中学校が特別支援学校のセンター的機能を活用して、特別支援学校の教員の専門的な知見や助言を校内支援に積極的に生かしていくこと、通級による指導の充実などが示されている。令和5年6月には教育振興基本計画が閣議決定され、誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進が目標として掲げられている。計画の中で特別支援教育に関する具体的な指標として、通級による指導を受けている児童・生徒数の増加や、教員の育成の観点から、採用後おおむね10年目までに、特別支援教育に関わる職務を複数経験した教員の割合を増加させることなどが設定された。次に、東京都の動向である。令和6年3月に東京都教育ビジョンが策定され、特別支援教育に関するものとしては「基本的な方針7教育のインクルージョンの推進」において「連続性のある多様な学びの場の充実」を掲げている。また、令和7年3月には東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画が策定され、全ての学びの場における特別支援教育の充実や専門性の高い教員を確保・育成するための取組が示されている。次に、渋谷区の令和5～7年度の動向と、次期計画に向けた課題である。令和5～7年度の特別支援教育推進計画では、学校支援体制の強化に取り組んできた。特別支援教育コーディネーターの複数配置や巡回相談体制の充実により、学校の支援体制が組織的に機能し始めてきた。さらに、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設など、多様な学びの場の整備も進んだ。一方、計画期間を通じて、学校生活支援シートの活用促進や個別指導計画の質的向上、教育的ニーズに基づいた教員の専門性の更なる向上、関係機関連携の一層の強化など、新たに浮き彫りとなった課題もある。これまでの第一次、第二次計画での取組を継続し、新たに分かった課題に対応するため、重点項目を、外部人材活用委託(介助員・支援員配置)の見直し、学習のつまずきの早期発見・早期支援、互いの良さや違いを認め合い誰もが安心して学べる環境づくり(理解教育)、教育相談・就学相談の充実(5歳児健診に向けた相

談体制)、副籍・交流及び共同学習の推進、学校建て替えを踏まえた多様な教育環境の整備、個別指導計画の内容の充実と評価、全ての教員の特別支援教育に関する資質・専門性向上の8つに設定した。この重点項目を踏まえて、今後3年間で個別の施策に取り組んでいく。次に、施策の方向性についてである。第三次計画では、第二次計画までの取組を継続・一層推進しつつ、3つの方向性を柱とし個別の施策を進めていく。一つ目は、特別支援教育の推進体制の充実である。学校における支援体制の強化や、外部人材の活用、学習のつまずきを把握するためのアセスメントの充実などを進めていく。二つ目は、連続性のある多様な学びの場の充実である。特別支援学級の適正な配置や、交流及び共同学習を計画的に実施することで、子供たち一人一人に合った学びの場を整えていく。三つ目は、個に応じた指導の充実である。ICTの活用や個別最適化された学びの推進、理解教育の実施を通して、誰もが安心して学べる学校づくりを進めていく。最後に第三次計画の個別施策についてである。こちらは第三次計画において、新規・重点で取り組むべき施策を抜粋して掲載している。まず方向性Ⅰにかかわる個別施策である。1点目、外部人材活用委託事業の効果・検証及び介助員・支援員の配置基準の見直しについてである。これまで一つの事業者にて配置の事業を行ってきたところ、人材の確保等の面で課題があったため、令和8年度から支援員の配置に関しては、新たに労働者派遣事業者も活用していく予定である。また、支援員の配置時間数についても拡充を行い、通常の学級に在籍する児童・生徒の支援を充実させていく。2点目、区内小学校1年生への多層指導モデル(MIM)の実施については、今年度から区内の小学校1年生全員を対象に読みや文字の理解に関するアセスメントを開始し、現在各校から収集したデータの分析をしているところである。引き続き次年度以降も小学校1年生全員を対象に実施し、指導前・指導後の状況を比較することで学習のつまずきの早期発見・早期支援を行うとともに、効果的な取組の共有やMIM指導経験者の研修会の実施等を通して指導力の向上を図っていく。3点目の誰もが安心して学べる環境づくりについて、障害の有無等にかかわらずお互いの良さや違いを認め合い、困ったときは誰でも助けをもらえるという意識を醸成し、誰もが安心して学べる環境づくりを進めていく。4点目の発達障害等の児童・生徒のアセスメントの充実については、心理士等で構成される巡回相談チームを各校で積極的に活用することで、児童・生徒のアセスメントを多面的に実施し、個々の児童・生徒の特性やつまずきの要因を把握し、それぞれに合った指導目標や学習方法について提案することで、支援の個別最適化を図っていく。5点目の5歳児健診実施に伴う相談体制の充実について、就学前の段階からの発達特性を早期に発見し、適切な支援の導入を図るとともに、関係機関と連携しながら就学相談に向けて必要な情報提供等を行っていく。次に、方向性Ⅱに関わる個別施策である。1点目、自閉症・情緒障害特別支援学

級の増設等の検討についてだが、こちらについては通学の利便性確保の観点から新たに北部地域の小学校への設置について検討していく。2点目、交流及び共同学習の充実について、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の実施に当たっては、個々の児童・生徒の指導計画に基づき、目標や交流の内容、方法を事前に検討し、参加しやすい授業や活動を選定するなど児童・生徒が安心して交流できるように計画的かつ継続的に実施していく。次に、方向性Ⅲにかかわる個別施策である。1点目のICTを活用した指導の充実については、ICT機器の積極的な活用により特別な支援を要する児童・生徒の学習上の困難を軽減し、読み書き・学習の困難さの緩和につなげるとともに、児童・生徒が自分に合う学習方法を選ぶことにより、学習に対する主体性を育てる。2点目の特別支援教育に関する教員研修の充実について、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うためには、教員の資質・専門性の向上が非常に重要である。一部の担当者だけでなく、全教員が基本的な理解と実践力を身に付けられるよう、第三次計画では、職層や経験年数に応じた研修の充実、特別支援教育コーディネーター研修の強化、大学・専門機関との連携による実践的研修を通して、学校全体の支援力の底上げを図っていく。

—◇質疑応答

(松本委員)

○教育振興基本計画に記載がある、採用後概ね10年目までに、特別支援教育に関わる職務を複数経験した教員の割合を増加させることを、今回の渋谷区の計画ではどのように取り入れているか。

(教育センター所長)

○東京都においては、2回目の人事異動などの際に、特別支援教室の担当を経験させるなどの取組を進めており、渋谷区は、コーディネーターを複数配置する際、中心となるベテランのコーディネーターに加えて若手教員も配置し、実務を通して育成を図っていく方針である。

(松本委員)

○一部の教員のみが知識を蓄積するのではなく、全ての教員が理解を深めていくことが、最終的に子供たちの教育環境の向上につながる。東京都の取組と渋谷区の取組を効果的に組み合わせながら、全教員が知識を身に付けられる環境づくりを進めていければと思う。

(教育長)

○概要版ではその部分の記載はないが、素案には記載があるか。

(教育センター所長)

○その部分については、より具体的な内容を素案に追記する。また、教育委員会の役割として、指導主事が特別支援教育に関する十分な知識を有していることも重要であるため、その点についても記載する。

(加藤委員)

○重点事項と施策の方向性の関係について確認したい。両者は必ずしも一対一で対応するものではないのか。また、どちらを先に決定しているか。

(教育センター所長)

○第三次計画では、本区の課題と今後必要となる事項を踏まえ、まず、重点事項を決定した。その上で、継続的な取組も含め、それらを施策の方向性に反映している。

(加藤委員)

○例えば、方向性Ⅱの部分が重点事項⑥の学校建て替えに連動しているなど、読み手が分かりやすいよう修正いただきたい。

(教育長)

○見せ方の工夫として、重点事項と施策の方向性のどれが対応しているのか、一目で分かるように示せるように修正する。

(平岩委員)

○重点的な取組03「誰でも安心・安全に挑戦できる教育環境の整備」の実現に向けて今回の計画を策定するような表現となっているが、実際は重点取組01から05までの全てが関連していると思うので、その部分の表現があっても良いのではないかと思う。また、子供たちの支援という部分だけでなく、探究的な学びについても触れていただけると良い。

(田丸委員)

○内容を変えるというより、整理が必要だと感じる。「成果と課題」から「重点事項」への流れは分かりやすい。重点事項③については、第三次計画以前から、設定されていそうな項目であるがいかがか。以前から設定されていた場合は、これまでの成果も併せて記載すると理解しやすい。新規の取組であれば、その旨を明記すると良い。

(教育センター所長)

○第一次、第二次計画では、重点事項③はあまり前面に出ていなかった。その部分について、表現方法も含め再検討したい。

(教育長)

○いただいた御意見を踏まえて見直しを行い、次回の定例会で議案として提出する予定である。

—◇議事結果 -----

○協議終了とする。

◆報告 1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料 3 に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について報告する。「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が渋谷本町学園から約 100メートルの地点に所在しており、旅館業法第 3 条第 4 項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」について、建築物の立地上の観点、通学路上の観点、事業者への確認において、検討した結果を記載している。これらを踏まえ、「3 今後の対応」としては、申請者が児童・生徒の通学上の安全確保及び学習環境に配慮して運営するのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。その上で、施設開設後も児童・生徒の安全確保の観点から、必要に応じて教育委員会及び渋谷本町学園と協議の場を設けることを要望する旨を回答する予定である。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○了承する。

◆報告 2

令和 7 年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料4に基づき教育指導課長が説明)

○令和7年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について報告する。東京都が実施した「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」のうち、全国調査と同様に比較が可能な小学校第5学年と中学校第2学年を抽出して、渋谷区の傾向を整理したものである。本調査の目的は、体力・運動能力と生活・運動習慣の実態を把握し、施策の成果と課題を検証しながら、学校の継続的な改善サイクルにつなげることである。調査項目、調査実施時期、調査対象人数については、1ページに記載のとおりである。まず、小学校5年生の実技の平均得点の集計である。上段が男子、下段が女子の結果である。青枠は全国や都の平均を上回り、赤枠は平均を下回った種目になる。男子・女子ともに、長座体前屈と反復横跳び、50m走が平均を上回り、女子は加えて立ち幅跳びが上回った。平均を下回った種目は、男女ともに20mシャトルランとソフトボール投げであった。令和6年度と比較すると、平均を上回った種目として、男子では反復横跳び、女子では反復横跳びと立ち幅跳びが増えている。また、平均を下回った20mシャトルランとソフトボール投げについては昨年度と同様の結果である。次に中学校2年生の結果となる。男子では、握力と上体起こし、長座体前屈が平均を上回り、反復横跳びが下回った。女子では、持久走と50m走が平均を上回り、ハンドボール投げが下回った。令和6年度と比較すると、平均を上回った種目として、男子では握力、上体起こし、長座体前屈が増え、女子では50m走が増えている。また、平均を下回った種目は、男女ともに反復横跳びとハンドボール投げは同様だったが、男子で立ち幅跳びの1種目が減った。次に、体力合計点である。1種目10点満点で合計80点満点となっている。渋谷区の結果は、小学校男子53.86点、女子54.77点、中学校男子42.81点、女子47.67点で小学校男子・女子と中学校男子で全国と都の平均を上回った。中学校女子も全国・都と同程度と、全体的に良好な結果となった。次に、体力合計点の経年変化を表したグラフである。令和3年度から体力が低下傾向にあったが、小学校男子と中学校女子は令和6年度から向上傾向に転じ、小学校女子と中学校男子も7年度は向上に転じた。中学校男子については近年で過去最高得点になっている。次に、質問紙調査の結果となる。中学生の部活動や地域のスポーツクラブの所属調査の結果では、部活動の所属率は男子が65.8%、女子は50.2%、地域のクラブ活動・スポーツクラブの所属率は男子が27.4%、女子は16.4%で、全国や都と比較して低く、令和6年度との比較でも低い結果となった。次に、体育の授業以外の1週間の総運動時間は、小学校男子で451.1分、女子で316.4分、中学校の男子は580.4分、女子は475.5分という結果で、小学校5年生以外は全国の平均を下回った。また、昨年度と比較すると、小中男女ともに総運動時間が減少した。次に、8ページを御覧いただきたい。「運

動やスポーツをすることは好きですか」の質問に対し、小学校男子・女子、中学校男子は肯定的な回答が90%以上で都や全国より高い結果となった。一方で、中学校女子は肯定的回答が80%に届かず、わずかだが都の平均を下回った。次に「体育・保健体育の授業は楽しいですか。」の質問に対する肯定的な回答の割合は、小中学校の男子は90%を超え都や国と同じ水準であった。女子は90%には届かなかったが、中学校の女子で都と国の平均を上回った。次に「体育・保健体育の授業で、タブレットなどのICTを使って学習することで、『できたり、わかったり』することがありますか」の質問に対して、肯定的な回答の割合は、小学校男子は66.8%、女子は63.3%、中学校女子は69.3%で全国・都を上回っている。一方で、中学男子は67.2%で全国・都を下回る結果となった。次に、質問紙調査と体力合計点のクロス集計である。体育・保健体育の授業で「友達と助け合う・教え合う」ことで“できたり・わかったりする”ことがある児童・生徒ほど、体力合計点が高い傾向が確認されている。このことから、授業における協働的・対話的な学びが、体力にも良い影響を与えている可能性が示唆されている。次に、本調査を通して明らかになったことと今後の課題である。体力の状況については、体力合計点は、小学校男女・中学校男子で全国・都平均を上回り、中学校女子もおおむね同程度の水準となっている。経年変化をみると、いずれも増加傾向が見られる。種目別では、小学生は男女とも、柔軟性や敏捷性、スピード系が比較的良好な一方で、全身持久力や投力が低い傾向が見られる。中学生は、男子は筋力・筋持久力や柔軟性が良好である一方、敏捷性が低い傾向となっている。女子は持久力やスピードが相対的に良好である一方、投力が低いという状況である。また前年差で見ると、平均を上回る種目数が増えるなど、上向きの変化が出ている学年や性別がある。以上を踏まえ、今後の取組は大きく2点ある。1点目は、体育・保健体育の授業で、協働的な学習やICTを活用した振り返りや自分の目標を達成した体験が積み上がる授業改善を更に進めることである。体育に限ったことではないが、「できた」「わかった」という成就感や達成感が「楽しい」という気持ちにつながり、それを積み重ねることによって体力が向上するといった好循環を年間の学びの中で生み出せるよう、学校への指導・助言及び研修機会の設定を継続していく。2点目は、体育の授業だけでなく、休み時間や放課後、休日等、日常的に運動をする機会や様々なスポーツに親しむ機会を増やすことである。シブヤユナイテッドへの参加やスポーツ観戦事業などを通して、体を動かす楽しさや観戦したり応援したりすることでスポーツに親しむ機会を拡大させていく。

—◇質疑応答

(加藤委員)

○様々な情報が詰まっている印象である。今年度は体力合計点が向上した一方、運動時間は低下しているが、両者の関連性についてどのように考えるか。また、クロス集計において、運動により体力がつくだけでなく、コミュニケーションの向上にもつながる点は興味深い。

(田丸委員)

○質問が3点ある。1点目、部活動の機会が減っているにもかかわらず、文化活動の参加率が上昇している要因についてどのように分析しているか。2点目、体育の授業等への結果の活用はどのように行っているのか。3点目、体力測定ソフトウェアを活用する自治体が増えており、クロス集計もしやすくなっていると聞いているが、本区での活用状況はどうか。次は、要望である。渋谷区は観戦プロジェクトに力を入れている。観戦はウェルビーイングの向上だけでなく、運動への関心の薄い児童・生徒に対しても、「やってみたい」という意欲の喚起に寄与するという結果も出ており、間接的に体力向上にもつながると考える。引き続き積極的に推進していただきたい。

(教育指導課長)

○1点目について、文化活動が増加した背景として、動画視聴が3時間以上の子供が増えているという全国的傾向はあるものの、渋谷区では小学校男子のみスクリーンタイムが増加しており、それ以外は増えていない。むしろ、探究学習が広がり、運動以外のテーマを追求する時間が増えたことが、文化的活動時間の増加に影響している可能性がある。2点目の授業での活用については、個人に結果を返却し、教員がフィードバックするよう指導している。体育授業での活用に加え、TLD (Teacher's Learning Day) 等で教員間の共有も進めている。3点目のソフトウェアについては教員への周知は行っている。

(田丸委員)

○ソフトウェアは操作が難しいものではないので、積極的に活用してもらえると良い。

(教育長)

○渋谷区は長年投げる力が弱いことが分かっているが、体育の授業においてどの程度意識されているのか。改めて課題意識を共有することが重要だと思う。

(平岩委員)

○運動時間が少ないにもかかわらず体力合計点が高い点は興味深い。渋谷区では

スポーツの話題が多く、大人のランニング習慣など、スポーツ文化が根付いている印象がある。観戦を含め、運動への機運が高いことも影響しているのではないか。また、放課後に放課後クラブでグラウンドが活用できている点も基礎体力の向上につながっている可能性がある。

(田丸委員)

○協働的な学習の観点から分析している点は非常に良い。来年度から始まる朝キッズの時間においても、体を動かすことで集中力向上が期待でき、興味深い結果が得られるのではないか。

(松本委員)

○体力合計点の向上について、児童・生徒自身に要因を聞くことも興味深いのではないか。

(加藤委員)

○渋谷区内でも学校ごとに違いがあるのではないか。また、渋谷区と他区の比較も興味深い。

(田丸委員)

○座高を測定するとPHV (Peak Height Velocity) が分かる計算式があり、小学校高学年から中学生の成長期を捉えることができる。授業改善にもつながるため、モデル校のみの実施も含めて、導入を検討いただければと思う。

(松本委員)

○小学校男子の身長推移について、全国的に低下傾向にあるが、考えられる要因はあるか。

(指導課長)

○明確な理由は現段階では特定できていない。

—◇議事結果 -----

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 松 本 理寿輝